

| | |
|--------|------------------|
| おにくさ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| ばい漁業 | 〃 |
| あわび漁業 | 四月一日から九月十五日まで |
| とこぶし漁業 | 四月一日から八月十五日まで |
| さざえ漁業 | 七月一日から翌年五月三十一日まで |
| ばていら漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| うに漁業 | 〃 |
| いせえび漁業 | 八月一日から翌年五月三十一日まで |
| たこ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| 餌むし漁業 | 〃 |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 条件 なし

その二十二

1 公示番号 共第二十二号

2 漁場の位置 館山市香から坂田に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七二二秒の点（館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱）

基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇秒の点（館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱）

基点南四十六号 北緯三四度五八分三二・四二九〇秒、東経一三九度四六分四三・二一七四秒の点（館山市波左間と同市坂田との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五九分五四・六八〇七秒、東経一三九度四九分一三・八一八〇秒の点（基点南四十一号から三五四度二、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五九分二八・五六七四秒、東経一三九度四七分二〇・九二二九秒の点（基点南四十四号から三五四度二、〇〇〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五九分三六・九七五九秒、東経一三九度四六分三四・九三〇〇秒の点（基点南四十六号から三五四度二、〇〇〇メートルの点）

エ 北緯三四度五九分三四・四九五二秒、東経一三九度四五分五二・〇八二五秒の点

オ 北緯三四度五八分二九・九四九一秒、東経一三九度四六分〇・三七九一秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | いなだ固定式刺し網漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | ひらめ固定式刺し網漁業 | 〃 |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、波左間及び坂田

7 条件 なし

その二十三

1 公示番号 共第二十三号

2 漁場の位置 館山市香沖合（沖の島沖合）

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五九分二六・二八五五秒、東経一三九度四九分一九・一五三三秒の点

- イ 北緯三四度五九分二五・〇九二九秒、東経一三九度四九分〇二・五七六八秒の点
- ウ 北緯三四度五九分四二・九七七七秒、東経一三九度四九分〇・五七七九秒の点
- エ 北緯三四度五九分四五・七〇六五秒、東経一三九度四九分一七・五六三四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物

7 条件 なし

その二十四

1 公示番号 共第二十四号

2 漁場の位置 館山市香から見物に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南四十一号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南四十一号 北緯三四度五八分五〇・一三〇八秒、東経一三九度四九分二二・〇七二二秒の点（館山市大賀と同市香との境界付近に設置した標柱）

基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇秒の点（館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五九分二二・四〇五八秒、東経一三九度四九分一七・九四五〇秒の点（基点南四十一号から三五四度一、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五九分一九・九三六〇秒、東経一三九度四九分〇・五八二五秒の点

ウ 北緯三四度五八分五七・二一八八秒、東経一三九度四九分〇・五八七一秒の点

エ 北緯三四度五八分五六・一一七三秒、東経一三九度四八分二二・七五九四秒の点

オ 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点

カ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分〇六・二一四五秒の点

キ 北緯三四度五八分五二・六二六五秒、東経一三九度四八分〇・七〇七五秒の点

ク 北緯三四度五八分五一・七三五二秒、東経一三九度四七分四五・五九六八秒の点（基点南四十四号から二六度九五〇メートルの点）

ケ 北緯三四度五八分二五・七二二一秒、東経一三九度四七分四八・七九四六秒の点（基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物

7 条件 漁具の設置統数は、五箇統以内とする。

その二十五

1 公示番号 共第二十五号

2 漁場の位置 館山市浜田沖合

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点

イ 北緯三四度五九分一五・六〇一六秒、東経一三九度四八分二二・六三四二秒の点

ウ 北緯三四度五九分一一・九六八五秒、東経一三九度四七分五〇・四七九一秒の点

エ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分〇六・二一四五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 条件 なし

その二十六

1 公示番号 共第二十六号

2 漁場の位置 館山市見物地先

3 漁場の区域 次の基点南四十四号、ア、イ、ウ及び基点南四十四号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点南四十四号 北緯三四度五八分二四・〇一九六秒、東経一三九度四七分二九・一九〇〇秒の点（館山市見物と同市波左間との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五八分五六・二九三六秒、東経一三九度四七分二五・〇五一九秒の点（基点南四十四号から三五四度一、〇〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五八分五七・八四三三秒、東経一三九度四七分四五・三五八五秒の点（基点南四十四号から二二度三〇分一、一二〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五八分二五・七二二一秒、東経一三九度四七分四八・七九四六秒の点（基点南四十四号から八四度五〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田及び見物

7 条件 なし

その二十七

1 公示番号 共第二十七号

2 漁場の位置 館山市坂田地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分三四・八三四七秒、東経一三九度四五分五九・七〇五四秒の点

イ 北緯三四度五八分五七・九一五〇秒、東経一三九度四五分五六・七二八二秒の点

ウ 北緯三四度五八分五九・九六九八秒、東経一三九度四六分一八・一四二九秒の点

エ 北緯三四度五八分四一・二九八一秒、東経一三九度四六分二〇・八七四二秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市坂田

7 条件 なし

その二十八

1 公示番号 共第二十八号

2 漁場の位置 館山市洲崎地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分三四・四九六一秒、東経一三九度四五分四七・九四八七秒の点

- イ 北緯三四度五九分〇・六二四八秒、東経一三九度四五分四三・七五四七秒の点
- ウ 北緯三四度五九分〇・九一三二秒、東経一三九度四五分二七・六二九二秒の点
- エ 北緯三四度五八分四一・一六四三秒、東経一三九度四五分二九・七二六九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 条件 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その二十九

1 公示番号 共第二十九号

2 漁場の位置 館山市西川名から坂井に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南五十一号、ア、イ、ウ及び基点南五十二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南五十一号 北緯三四度五七分三一・三七六七秒、東経一三九度四五分五〇・八一八九秒の点（館山市西川名と同市伊戸との境界付近に設置した標柱）

基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五秒の点（館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱）

ア 北緯三四度五七分一二・七五八五秒、東経一三九度四五分三五・〇〇八四秒の点（基点南五十一号から二一五度七〇〇メートルの点）

イ 北緯三四度五六分〇九・七五五八秒、東経一三九度四六分五五・二七八三秒の点（基点南五十一号から一四七度三、〇〇〇メートルの点）

ウ 北緯三四度五五分五五・二二三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点（基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|----------|-----------------|
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸

7 条件 漁具の設置統数は二箇統以内とし、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その三十

1 公示番号 共第三十号

2 漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先

3 漁場の区域 次の基点南五十二号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点南五十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五秒の点（館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱）

基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）

ア 北緯三四度五五分五五・二二三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点（基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点）

- イ 北緯三四度五三分〇八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点（基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点）
- ウ 北緯三四度五二分二二・五〇九八秒、東経一三九度四七分二三・四九七〇秒の点（基点南五十三号から二一九度五、五〇〇メートルの点）
- エ 北緯三四度五二分〇九・七五六一秒、東経一三九度四八分一九・二四一〇秒の点（基点南五十三号から二〇一度五、〇〇〇メートルの点）
- オ 北緯三四度五三分三一・五六八二秒、東経一三九度四八分五七・三二四七秒の点（基点南五十三号から二〇一度二、三〇〇メートルの点）
- カ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
- キ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点（基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-----------|------------------|
| 第一種共同漁業 | かじめ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | てんぐさ漁業 | 四月一日から十月三十一日まで |
| | つのまた漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | わかめ漁業 | 九月一日から翌年五月三十一日まで |
| | ひじき漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | はばのり漁業 | 九月一日から翌年五月三十一日まで |
| | いわのり漁業 | 〃 |
| | とさかのり漁業 | 二月一日から十月三十一日まで |
| | おにくさ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | とりあし漁業 | 〃 |
| | かき漁業 | 〃 |
| | はまぐり漁業 | 〃 |
| | あさり漁業 | 〃 |
| | ばかがい漁業 | 〃 |
| | ばい漁業 | 〃 |
| | あわび漁業 | 四月一日から九月十五日まで |
| | とこぶし漁業 | 四月一日から八月十五日まで |
| | さざえ漁業 | 七月一日から翌年五月三十一日まで |
| | ばていら漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| うに漁業 | 〃 | |
| 餌むし漁業 | 〃 | |
| 第二種共同漁業 | あじ小型定置漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | すずき小型定置漁業 | 〃 |

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 関係地区 館山市相浜及び布良

7 条件

- (一) 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
- (二) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十三メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

その三十一

1 公示番号 共第三十一号

- 2 漁場の位置 館山市布沼から布良に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南五十二号、ア、イ、ウ、エ及び基点南五十三号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
- 基点南五十二号 北緯三四度五六分五二・一五一二秒、東経一三九度四八分三五・八二八五秒の点（館山市坂井と同市布沼との境界付近に設置した標柱）
- 基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒、東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）
- ア 北緯三四度五五分五五・二二三一秒、東経一三九度四七分三九・八七二〇秒の点（基点南五十二号から二一九度二、二五七メートルの点）
- イ 北緯三四度五三分〇八・一四三一秒、東経一三九度四六分四八・四八一九秒の点（基点南五十三号から二三五度五、〇〇〇メートルの点）
- ウ 北緯三四度五四分〇四・〇一八七秒、東経一三九度四八分二五・二五〇四秒の点（基点南五十三号から二三五度二、〇〇〇メートルの点）
- エ 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点（基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点）

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|--------|------------------|
| 第一種共同漁業 | いせえび漁業 | 八月一日から翌年五月三十一日まで |

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 館山市相浜及び布良
- 7 条件 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

その三十二

- 1 公示番号 共第三十二号
- 2 漁場の位置 南房総市白浜町根本地先
- 3 漁場の区域 次の基点南五十三号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域
- 基点南五十三号 北緯三四度五四分四一・二五七一秒東経一三九度四九分二九・七八二九秒の点（館山市と南房総市との境界付近（トツツの鼻）に設置した標柱）
- ア 北緯三四度五三分四五・七六三四秒、東経一三九度四八分三五・二五三三秒の点（基点南五十三号から二一九度二、二〇〇メートルの点）
- イ 北緯三四度五三分四〇・四九三八秒、東経一三九度四八分四〇・八一七七秒の点
- ウ 北緯三四度五四分三二・三五二三秒、東経一三九度四九分四五・九八三八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---------|------------------|
| 第一種共同漁業 | かじめ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | てんぐさ漁業 | 四月一日から十月三十一日まで |
| | つのまた漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | わかめ漁業 | 九月一日から翌年五月三十一日まで |
| | ひじき漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | はばのり漁業 | 九月一日から翌年五月三十一日まで |
| | いわのり漁業 | 〃 |
| | とさかのり漁業 | 二月一日から十月三十一日まで |
| | おにくさ漁業 | 一月一日から十二月三十一日まで |
| | とりあし漁業 | 〃 |